

設計変更に伴う契約変更の取扱要領

平成16年3月29日 建管－3030

平成24年3月 7日 建管－2168 改正

(目的)

- 1 この取扱いは、設計変更に伴う契約変更の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、契約に関する事務の簡素化と合理化を図るとともに、契約変更の一層の透明性を確保することを目的とする。

(定義)

- 2 この取扱いに使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

1) 設計変更

工事請負契約書に添付する契約事項第18条及び第19条の規定により、設計図書を変更又は訂正することをいう。

(取扱いの範囲)

- 3 変更見込金額が当初契約金額の30%をこえる工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として、別途の契約とするものとする。

(土木工事等に係る設計変更の手続)

- 4 土木工事等に係る設計変更は、その変更が生じた都度、総括監督員がその変更内容を掌握し、当初変更の内容が予算の範囲内であることを確認したうえで「工事打合簿」により監督員を通じて行うものとする。

(営繕工事に係る設計変更の手続)

- 5 営繕工事に係る設計変更は、原則として、その必要が生じた都度、当該設計変更に関する関係者の協議に基づき、事業担当課の課長が文書により行うものとする。

(設計変更に伴う契約変更の手続)

- 6 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末（国庫債務負担行為に基づく工事にあつては、各会計年度の末及び工期の末）に行うことをもって足りるものとし設計変更内容について、受注者と書面を取り交わしておくものとする。また、知事契約においては、適宜主管課との協議を行い、契約変更手続きの際に問題が生じないよう留意するものとする。

7 前項の軽微な設計変更に伴うものとは、次に掲げるもの以外のものをいう。

- 1) 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの
- 2) 「工事打合簿」による変更見込金額の合計額が当初契約金額の30%又は1千万円を超えるもの

(入札者又は契約の相手方に対する説明)

8 契約担当者は、契約の相手方に設計図書等により、この取扱いを了知させておくものとする。

また、軽微な変更では済まないことがあらかじめ予想される場合は、施工条件の明示等により、その取扱いを明らかにしておくものとする。

(注) 工事区間の用地の一部が未解決のため、施工区間の変更が予測される場合の条件明示例

本工事区間のうちNo. 〇〇～No. 〇〇は用地未解決であり、平成〇〇年〇月〇〇日まで処理する予定である。

なお、期日までに処理できず、工事区間の変更が必要となった場合は別途協議する。

(設計変更に関する意見相違等の案件への対応)

9 発注者と受注者間において、設計変更に関する意見の相違する案件等が発生した場合は、別途定める「設計変更協議会実施要領」に基づき変更設計協議会を適宜開催できるものとする。

(取扱いの実施時期)

10 この取扱いは、平成24年4月1日以降に公告、閲覧する工事から適用する。

なお、平成24年3月31日までに工事請負契約を締結し、当該工事の履行が平成24年度以降にわたるものについても、適用できるものとする。